

年末調整のご案内

お申込み期限

11月20日
まで

年末調整の時期が近づいてまいりましたのでご案内いたします。
お申込み専用フォームよりお早めにお申込みください。

年末調整とは

年末調整とは、従業員様等の1年間の所得税を確定させ、毎月給与より控除している所得税との差額を調整（還付又は徴収）する手続きです。

給与支払のある事業者

年末調整と法定調書合計表等の書類の提出義務があります。

給与支払のない事業者

年末調整は不要ですが、法定調書合計表等の提出が必要になります。

※ 年末調整により確定した所得税を納付しなかった場合、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
※ 所得税の納付が期限に遅れた場合、不納付加算税（最大10%）及び延滞税（最大14.6%）がかかります。

必要書類 ※後日必要書類の詳細をご連絡させていただきます。

会社が
用意
するもの

賃金台帳・給与明細等
報酬等の請求書
原稿料やデザイン料の請求書
スズカオリジナル退職情報シート

従業員が
用意
するもの

スズカオリジナル年末調整シート
扶養控除申告書
保険料等控除申告書
配偶者控除申告書
各種控除証明書等
前職の本年分源泉徴収票

※国税庁が提供する年末調整ソフトでのデータ提出を希望される方はご相談ください。

手続きの流れ

11月

準備・資料収集

1. 年末調整準備
2. 従業員様からの資料収集
3. 年末調整資料のチェック・不足資料の収集

12月

税額計算・書類作成

1. 給与、年末調整情報の集計
2. 年税額、過不足税額の計算
3. 源泉徴収票、納付書、支払調書、合計表、総括表、給与支払報告書の作成
4. 最終給与における所得税の精算、源泉徴収票の配布

1月

税額納付・書類提出

1. 源泉所得税の納付（税務署） 納付期限：1月20日（納期の特例の場合）
2. 支払調書の送付
3. 合計表、総括表、給与支払報告書の提出（税務署、市町村）

料金のご案内（税別）

基本料金	10,000円
年末調整手続加算（対象者1名につき）	1,500円
支払調書作成加算（対象者1名につき）	1,000円
総括表作成加算2カ所目から（1市町村につき）	1,000円

お問い合わせ窓口

スズカ税理士法人【経営パートナー会計事務所】
〒060-0002
札幌市中央区北2条西2丁目34 フージャース札幌ビル
☎011-205-0921 | 🌐suzuka-tax.jp